

## 平成30年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 8 3 号	宝塚市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月12日
議案第 8 4 号	宝塚市土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 5 号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 6 号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 7 号	平成29年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 8 8 号	平成29年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 9 0 号	財産（救急自動車）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第 9 1 号	訴えの提起について	可決 (全員一致)	
議案第 9 6 号	公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について	可決 (賛成多数)	
議案第 9 7 号	公の施設（宝塚市公益施設）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 8 号	公の施設（宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎））の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 9 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 0 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

## 審査の状況

① 平成30年 9月 7日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子  
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

② 平成30年 9月12日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子  
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

③ 平成30年10月 3日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子  
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

(◎は委員長、○は副委員長)

<p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第83号 宝塚市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>交通事故による被害の軽減を図るため、自転車利用時に乗車用ヘルメットの着用を努力義務化するとともに、県条例との整合性を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 自転車乗車中の事故の死傷者の違反として、信号無視や交差点安全進行違反、徐行場所違反など、事故発生要因別の県内における状況の統計資料があるが、事故発生形態は宝塚市でも同じような状況か。</p> <p>答1 兵庫県内の事故発生率と宝塚市内の事故発生率は似たような数字であるため、事故発生形態も同じような状況と思われる。</p> <p>問2 最近問題と思われるのは、若者世代がスマートフォン等の操作中に事故を起こすことが多いことである。小さな画面を凝視しながら操作していると、道路上の交通情報が入りづらくなり、思わず信号無視をすることもある。今後、どうやって効果的に、スマートフォンを使用しながらの乗車の危険性を啓発していくのか。</p> <p>答2 市では、幼児期から交通安全教室を開催しており、交通安全教育における保護者の役割は大きい。保護者等に対する啓発も行っていきたい。</p> <p>問3 宝塚は坂が多く、電動アシスト自転車の普及が進んでいるが、電動アシスト自転車の加速の危険性に関する交通安全教育は。</p> <p>答3 山手地域の住民に対して、電動アシスト自転車に特化した交通安全啓発を実施した事例もある。</p> <p>問4 自転車通勤の市職員に対する交通安全教育は行っているか。</p> <p>答4 通勤方法確認の際に、自転車保険の加入に関しても確認している。今後、自転車通勤の際のヘルメット着用を呼びかけていきたい。</p> <p>問5 県では自転車保険の加入が義務化されているが、どのように進めていくのか。</p> <p>答5 駐輪場の定期更新時に自転車保険加入について案内するなど、地道に啓発していきたい。</p>

問 6 市内の自転車死亡事故の損傷部位は頭部が半数を占めているとのことだが、自転車事故で怪我をした場合の損傷部位はどこが多いのか。

答 6 県の統計では、一番多いのが脚、次に腕である。

問 7 今回、自転車利用時のヘルメット着用を努力義務としているが、義務化しなかったのはなぜか。

答 7 国の法律や県の条例で努力義務にとどめているためである。

問 8 ヘルメット購入には結構お金がかかると思うが、それについての検討は。

答 8 ヘルメット購入のため寄附金を募り、市民モニター制度を実施したいと考えている。また、10月に開催される交通安全市民カーニバルでも、少数ではあるが景品として配付し、啓発に努める。

問 9 バイク用と違い、自転車用ヘルメットには安全規格がないが、こういったものを推奨するのか。

答 9 現在道路交通法でヘルメット着用が義務づけられているのは大型自動二輪車や普通自動二輪車及び原動機付自転車についてであるが、施行規則で定められている基準は「左右上下の視野が十分とれること」等簡易なもの。製品ごとに衝撃吸収性能が異なるため、警察庁のホームページでは購入の際の性能確認を呼びかけており、市も同様に考えている。

問 10 市内の人身事故件数の推移では、平成 24 年度に 985 件、その後徐々に減っていき、平成 27 年度には 631 件まで減少したが、平成 29 年度には 753 件と増加している。自転車事故も同じく平成 24 年度に 240 件から平成 27 年度に 138 件まで減少し、平成 29 年度は 197 件まで増加している。その原因は。

答 10 平成 29 年度は人身事故件数が前年度と比べ 120 件増加しているが、その内訳は自転車事故が 55 件、高齢者事故が 55 件となっており、この 2 つは大きな要因と考えられる。県内の自転車乗車中の死傷者の違反の統計を見ると違反がある場合が 90%ほどであることから考えても、自転車は運転免許が不要で手軽で便利のため、道路交通法上の軽車両という認識が低いと考えられる。また、高齢者は加齢により身体機能や判断能力が低下するためという学者の指摘もある。

問 11 それは自転車事故や高齢者事故が増加している理由にはなるが、人身事故件数が増加している理由にはならないのでは。

答 11 事故が増加している原因は、自転車利用が増加していること、高齢者が運転免許返納後に自転車を利用することが多いこと、自転車保険普及によって以前と違い、警察における事故としての認知が増加したことが原因と考えられる。

問 1 2 自転車乗車時のヘルメット着用率や、自転車保険加入率についてはどう考えるか。

答 1 2 ヘルメット着用率については、県と市、どちらも調査を実施していないので、今後、市独自での調査を検討したい。また、自転車保険加入率については、県の調査によると阪神北地域で平成 30 年度は 77.4%。今後、市でも独自のアンケート調査を実施したいと考えている。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成30年第3回(9月)定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第84号 宝塚市土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整理を行うとともに、市施行事業に係る条例と県施行事業に係る条例を統合するため、宝塚市土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正し、宝塚市県営ため池等整備事業分担金条例を廃止しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	問1 ため池改良の分担金ということであるが、市施行事業に係る条例と県施行事業に係る条例が統合されることで、受益者にとっては負担がふえるとか煩雑になるということはなく、今までと変わらないという理解でよいか。 答1 分担金の徴収時期や徴収率についての改定は行っておらず、従前どおりの分担率である。この条例改正により、より納付者に寄り添った条例となる。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決(全員一致)

**議案番号及び議案名**

議案第85号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

開発行為により本市に帰属した山手台東3丁目紅葉公園、及び千種4丁目第2公園の2箇所を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 山手台東3丁目紅葉公園では、石垣があり、フェンスの横から入っていきやすいところがあるが、子どもが入って転落するようなリスクはないか。

答1 石垣のところは少し段差はあるが、安全に配慮し、事故のないよう、今後啓発も行いたい。大きな段差のあるところは転落防止柵を設けている。

問2 山手台東3丁目紅葉公園に大きな看板があつて、注意書きで、遊び道具はこわしてはいけないとあるが、遊具は見当たらない。今後設置する予定はあるのか。

答2 公園にある啓発看板は一般的な文言で設置している。今のところ遊具の設置予定はないが、今後地域から要望があれば検討していきたい。

問3 山手台東3丁目紅葉公園の下のほうの車道に至る斜面には下草が生い茂っているが、刈り込んでいく予定はあるのか。

答3 この公園の管理は業者委託しており、除草は年3回行われる予定である。

問4 宝塚市では、開発業者が住宅開発を行ってその中の一部の土地の帰属を受け、市が公園として整備する場合が多いので周辺住民がいない状態で整備している。そうした場合、公園のコンセプトは誰とも協議せず、市が決められているのか。

答4 開発に伴う公園は、市と開発事業者との話し合いで整備している。ただ、整備後に地域住民と話をし、公園をより熟成したものにしていきたいと考えている。

問5 実際に、地域住民の意向を聞いて、それにより変化した公園はあるのか。

答5 現在、公園リノベーション事業を実施しており、その中で、公園アドプト制度により地域住民が公園にかかわってもらい、公園を地域に定着した公園に変えていきたいと考えている。昨年度、すみれが丘南公園などが公園リノベーション事業で地域の提案を受け改良されている。

問6 千種4丁目第2公園には狭いが防火水槽があり、山手台東3丁目紅葉公園は広い

が防火水槽がない。設置するのは、公園の面積が条件ではないのか。

答6 防火水槽や消火栓などの防火施設は開発ごとに設置義務があるが、山手台開発に伴う防火施設は山手台東3丁目紅葉公園の近傍に設けており、千種4丁目では第2公園に隣接して防火水槽を設けることで、見かけ上、公園がより大きな空間となるよう、あわせて整備した。

問7 千種4丁目第2公園に至る道路は、全て、消防車が入る広さがあるか。

答7 公園の前面道路は、そこに至るまでの下の交差点からの道路を含め、6メートルの幅員を全て確保している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第86号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、接道規制の適用除外に係る手続が合理化されたこと、及び仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例制度が創設されたことを受け、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	<p>問1 仮設興行場等ということで、例えば2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等やそのプレ大会で想定される仮設スタンドなどが該当するとのことだが、そのような仮設興行場が実際に宝塚市で計画があるのか、または想定されるのか。</p> <p>答1 宝塚市において国際的規模の競技大会等の用途に限ればその可能性は低いですが、今回の条例改正はそうした用途を限定しない内容であり、市内での適用は少なくないと考えている。例えば住宅展示場やマンションのモデルルームなどは一定の販売期間で必ず撤去されるものであるが、1年ではなかなか終わらないものがほとんど思われるため、ニーズがあると考えている。</p> <p>問2 仮設建築物の存続期間を、特定行政庁が建築審査会の同意を得て認めた場合には1年を超えることができるようになるというのが今回の改正であるが、その1年というのは1年間ということか、それとも年度単位であるか。</p> <p>答2 申請があり許可をした段階から1年を超えることができるということである。</p>
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第87号 平成29年度宝塚市水道事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成29年度水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

**収益的収支**

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 47億3,428万3,075円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 45億7,218万5,727円

差し引き1億6,209万7,348円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、3,641万4,983円の純利益となった。

**資本的収支**

収入総額 30億1,142万4,683円

支出総額 40億8,242万5,939円

差し引き10億7,100万1,256円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 新聞でも水道の鉛管による健康被害の問題が指摘されており、現在も更新されず残されているのは私有地部分ということだが、どうやって更新を進めていくのか。

答1 鉛製給水管の取りかえは、給水管の漏水に伴う修繕や配水管の布設替工事に伴い実施し、鉛製給水管解消に取り組んでいる。取替費用は単独で予算計上し、平成29年度は2カ所対応した。また、現在、鉛製給水管を使用している宅地で新たに家を建築する場合、給水装置の申請の際に取りかえの協力をお願いしている。市のホームページでも、朝一番の水道水は飲み水以外にという形で呼びかけており、今後も取り組みを進めていく。

問2 基幹管路の耐震化率の予定が30年度16.4%、37年度36.7%とのことだが、大阪北部の地震や北海道の地震など最近直下型地震が発生していることを考えると管路更新のスピードが不十分ではないか。耐震化計画の上方修正の可能性は。

答2 阪神水道受水整備のため、基幹管路の耐震化はおくれ気味であったが、今後、年10キロメートル程度の管路の耐震化に取り組み、水道事業経営戦略に掲げる年次目標値に持っていきたいと考えている。年間10億円程度の確保が必要だが、経営状況を見ながら必要に応じて見直しも行き、目標達成はもちろん、さらに耐震化を進めるよう努力していきたい。

問3 収益のうち、特別利益は前年比4.5%下がっており、また平成29年度の純利益は約3,600万円で、前年度約3億2千万円と比べると大きく減っているが、理由は。

答3 特別利益については、平成28年度には退職給付引当金の戻入が約3,890万円あったが、平成29年度には戻入がなかったため。また、当年度純利益の減少は、給水収益や分担金収益は若干ふえ、人件費や物件費等は若干減ったものの、阪神水道企業団や県営水道からの受水の増で受水費が約3億4千万円ふえたのが主な理由である。

問4 監査委員の意見書では、経営戦略において経営健全化に向けた取り組みで計画2年目に見込まれていた取組効果額7,684万円と実績額4,811万円に大きな差があると指摘されているが、約37%も下振れしていることについてはどう考えているか。計画自体が甘かったのか。

答4 大きな要因としては、職員配置の見直しや料金業務等の包括委託の拡大による取組効果を計画上最大値で見込んでいたが、実績はそれを下回ったため大きな乖離が生じたことと、小浜・惣川浄水場夜間等運転管理業務委託について、組合側との交渉が進まず未実施だったことがある。今後も組合側と協議を続け、取組効果を確保していきたい。

問5 企業債の明細を見ると、利率が高いものは4.75%、最近では0.70%だが、高いものは繰上償還できないか、または、以前にしたことがあるのか。

答5 公営企業債は繰上償還できないものであるため、その確認を行ったことはない。以前は、国の方針もあり、金利の相当高い借り入れについては繰上償還を一定認められたこともあるが、現時点では金利が5%程度のところでは認められていないので、高い利率のものは繰上償還できるよう、国への要望もしていきたい。

問6 小浜・惣川浄水場夜間等運転管理業務委託が平成29年度は未実施ということだが、現状はどうか。

答6 現在も労働組合との継続交渉中で、引き続き話し合いをしている。委託することで正規職員を3名から5名削減するものだが、来年4月1日も技能職員の定年退職等の予定はなく、人数減の要素が少ない。上下水道局で人員削減したとしても、再配置先が確保できないという課題もある。

問7 小浜・惣川浄水場夜間等運転管理業務委託が実現できないなら、それ以外でどうやって、見込んでいた経営健全化の取組効果額を達成するのか。

答7 平成29年4月には、当時3浄水場（小浜、惣川、小林）でそれぞれ正規職員1名（計3名）を臨時職員に切りかえ、総額1,500万円から1,700万円程度の人件費を削減している。それ以上の臨時職員化は難しいため、委託化に向け組合側とさらに話し合いを続ける。

問 8 深谷貯水池は現在使用しているか。使用していないなら、違う意味で土地利用も考えるべき。高地にあるため、埋め立てると眺望もよいので土地利用できるのでは。土地を処分するのか、利活用するのか、考えはあるのか。

答 8 深谷貯水池は阪神水道受水までは予備水源として使っていたが、平成 30 年 4 月からは阪神水道からの受水を完全実施しているため、現在は予備水源の目的はなくなった。深谷池の周りにはゴルフ場があり、ゴルフ場へ売却する方向で話をしているが、まだ合意に至っていない。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第88号 平成29年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成29年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

**収益的収支**

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 47億1,334万7,338円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 41億6,362万7,338円

差し引き5億4,972万円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、5億4,140万3,689円の純利益となった。

**資本的収支**

収入総額 14億2,435万1,990円

支出総額 34億8,371万6,903円

差し引き20億6,186万4,913円の資金不足(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額250万円を除く。)が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 収益の中で雨水処理負担金が、世帯数等はふえているにもかかわらず前年度比6%程度減った理由は。

答1 雨水処理負担金は一般会計から繰り入れているが、その算定のもととなる雨水処理に係る人件費や修繕費などの経費が前年比で約4,100万円減少したことと、雨水処理に係る起債の元利償還金が約500万円減少したことで、負担金も減少した。

問2 収益の中で他会計負担金及び他会計補助金が前年度に比べると減っている理由は。

答2 他会計負担金は雨水処理負担金と同様に一般会計から繰り入れているもので、算定元の経費に当たる水質指導に係る人件費や水洗化促進に係る経費が前年度より減少したため。また、他会計補助金は汚水に係る起債の支払い利息や減価償却費が減少したためである。

問3 監査委員の意見書では、経営健全化に向けた取り組みで2年間で32.0%の実績にとどまっており、公営企業として十分な経営努力を行っているとは言いがたいと指摘されている。今後についての見解は。

答3 効果額が下回った主な原因は、下水道管路維持管理業務包括委託を平成29年度

から実施することとしていたが、実際は実現していないため。当初国のモデル事業で実施している先進市の事例を参考に調査研究を進めたが、ほとんどは処理場を含めた管理業務委託で、管路のみの委託を考える本市とは内容が異なるため、本市独自の包括委託を検討することになった。将来的には、細分化されている業務委託や管路の維持・修繕、直営業務等を見直し、予防保全を目的とした包括民営委託を段階的に進めたい。来年度は、直営実施の現場パトロール等の3業務や草刈りなど市の環境美化業務を含めた5業務を民間委託し、効果額を上げたいと考えている。

問4 来年度予定している民間委託で、どれくらいの効果額を見込んでいるのか。

答4 一括発注することで、年間1,100万円程度の削減効果額を見込んでいる。

問5 平成28年度の第2期から下水道使用料を改定し、平均約18%の値上げを行ったことで前年度比約7,800万円の収益がふえたとのことだが、市民の負担感や高く払えないという声を聞いているか。

答5 料金改定によって、高く支払いができないという相談はなかった。収納率も料金改定による影響は見受けられない。

問6 平成28年度の値上げは第1回目、その後も同程度の値上げをしないといけないと以前聞いたが、考えられる影響や、周知についてはどんな状況か。

答6 下水道使用料については、平成28年度第2期から平均18.5%程度の料金改定を行っている。その前年の上下水道事業審議会からの答申では、資産維持費を含む総括原価で計算すると約36%程度の改定が必要であるが、一度に改定するのではなく段階的に改定することを検討すべきというものであった。そのため、平成28年度第2期から半分程度、残りは3年程度後に検討することとした。10月に予定される次回審議会で料金再改定について意見をいただく考えである。一部の委員からは、2年連続で経常黒字の中、再改定は市民の理解が得られるかとの声もあり、年内の早い時期に再改定についての考え方を整理したいと考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第90号 財産（救急自動車）の取得について

**議案の概要**

近年、増加を続ける救急需要に対応するとともに、救急体制の充実強化を図るため、救急自動車1台を更新整備し、西消防署に配置しようとするもの。

取得金額 2,030万4千円

相手方 兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所

**論 点** 入札のあり方について

**<質疑の概要>**

問1 今回の救急自動車入札の際、指名競争入札参加の7者のうち、1者は未入札、4者が辞退であるが、なぜか。

答1 未入札の1者の理由は、指揮車が中心で救急自動車は弱いため、辞退の4者の理由は、それぞれ、救助工作車が中心で救急自動車は専門外であるため、個々に救急自動車も取り扱うが消防自動車を中心であるため、現在は下請工場が手一杯のため及び消救車（消防自動車に救急自動車の機能を備えたもの）という新分野の車両は取り扱うが救急自動車は取り扱っていないためというものであった。

問2 指名する際は、どのように業者を選んでいるのか。他市の入札状況を参考にしたり、全国の業者に声かけをしているのか。

答2 救急自動車の取り扱いには高度管理医療機器等販売の県知事許可が必要で、市に登録している車両を取り扱う3種（消防自動車、普通自動車・貨物自動車、架装・特殊用途）の業者のうち、重複業者を除き、対象となるのは9者しかない。そのうち1者はAEDの記載はあるが主な取扱いは建設機械であり、もう1者は愛知県の業者で電子登録がなかった。残りの業者は電子登録があり、指名競争入札の選定基準である7者を満たすため電子入札の執行が可能と判断した。ただし、そのうち1者は前回未入札であったため、かわりに高度医療機器取扱の記載はないが大津市で救急自動車に応札している実績が確認できた業者を含め、7者を指名した。

問3 古い車両を下取りに出して差額を引いて金額積算してもらうなどというような、金額を下げる努力はしているか。

答3 古い車両は査定額がゼロであるため、官公庁オークションに出して、少しでも有利な歳入確保に努めている。

問4 入札対象の救急自動車本体にはストレッチャーや電子サイレン、赤色警光灯、酸素呼吸器なども含んでいるということは、通常販売されている車両にそれらを加工

するということか。

答4 消防庁が定める基準を満たす高規格救急車の製造メーカーはトヨタ、日産、札幌ポデー工業の3者のみであり、入札の際には加工された車両を条件提示している。

問5 もともと、救急自動車を提供できる製造メーカーは3者しかなく、北海道の会社はなかなか入札に参加してもらえないと思うが、平成26年、平成28年と今回の計3回とも兵庫トヨタが落札している。日産が入っていないのはなぜか。

答5 兵庫日産に確認したところ、高度管理医療機器等製造販売の県知事許可を受けていないとのことである。

問6 兵庫県下で高度管理医療機器等製造販売の県知事許可を受けているのが兵庫トヨタだけであるなら、その他の業者はトヨタから仕入れた車両に機材を載せて販売することになるので、値段が高くなるということでは。できれば日産も同じ条件となり、正常に競争入札できる状態になるよう、県に意見したことはあるか。

答6 知事に直接、要請したことはないが、兵庫日産に確認したところ、ことし、日産が20年ぶりに救急自動車をモデルチェンジしたそうで、現在、県への許可申請を検討中とのことである。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

<p><b>議案番号及び議案名</b> 議案第91号 訴えの提起について</p>
<p><b>議案の概要</b> 市営住宅に入居している名義人について居住の実態がないことから、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを請求するため、訴えを提起しようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 今回の滞納処理は、平成18年4月から対応が始まり、平成30年7月に市の顧問弁護士が同席しての協議に入った。なぜ今の段階で、訴えを起こすことになったのか。</p> <p>答1 宝塚市営住宅管理条例第42条第1項第2号に規定する「家賃を3月以上滞納したとき」及び第4号に規定する「正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき」の2項目に抵触していることが明確になったため、今回訴えを起こした。</p> <p>問2 同条例第42条第1項第2号及び第4号に抵触したのは、今回が初めてなのか。</p> <p>答2 これまで条例に抵触することは、特に第4号についてはなかったと思う。</p> <p>問3 本案件のこれまでの滞納処理の取り組みの中で、平成21年度だけ訪問が1回のみになっているのはなぜか。</p> <p>答3 記録では、当時ある程度の期間で分納するとの約束があったため、平成21年度は接触等がなかったと思われる。</p> <p>問4 家賃徴収について、平成19年度までは市職員が対応し、平成20年度からは指定管理者が対応しているのか。</p> <p>答4 平成20年4月から市営住宅の管理は指定管理者が担っている。それまでは市職員が管理していた。</p> <p>問5 対応経過の中で、失業中で減免希望との記録があった。名義人への福祉的なアプローチはあったのか。</p> <p>答5 通常、減免を希望された場合、市のルールにのっとり、市としてできる限り対応しており、失業中であれば相談機関を紹介している。当時も相手の立場に立って対応させてもらっていたと思われる。</p> <p>問6 今後、滞納家賃及び訴訟費用等の徴収の見通しはどうか。</p>

答 6 見通しは厳しいと思われるが、できる限り連帯保証人と交渉していきたい。

問 7 指定管理者が管理するようになってから、市の福祉部門と連携をとって情報を交換することが難しくなっているのではないかと。

答 7 指定管理者とは毎週 1 回定期的に打ち合わせを行い、現状の問題や滞納状況等、情報共有している。なお、福祉的な対応が必要な場合は即座に市が対応している。

問 8 家賃滞納処理が 12 年に及んでいる。滞納額が膨らむと払えなくなるのは当然であり、早期に手を打ち、住宅を明け渡してもらうべきであった。今回長期化した理由は。

答 8 名義人にできるだけ寄り添った対応を心掛けてきたため、時間を要することになった。今回、督促状や催告等の一定の手続きを経た上での最終処分だが、長期化したことについての指摘は真摯に受けとめたい。

問 9 この名義人に対し、市は庁内連携して支援したのか。

答 9 本市の福祉部局と連絡をとって、福祉の支援を受けていただき、この二、三年の家賃は、そこから家賃を納めていただいていた。ある一定のところでは市としても福祉部局と庁内連携をとりながら話を進めている。

問 10 根本的な部分をただしていかないと、今回と同じような訴えの案件が何度も出てくるのではないかと。市としてどう考えているのか。

答 10 現在、同様の案件を抱えている。今後、対応する中で、生活支援や個別にしんしゃくできる理由もなく、支払いに応じていただけない場合は、訴えを起さざるを得ないと考えている。

問 11 現在、今回と同様のケースでの家賃滞納額は全体でどれくらいか。

答 11 現状で 52 カ月以上の滞納者が 27 名、合計で約 3,600 万円となっている。

問 12 弁護士を職員採用して、法的な対応を強化している自治体もある。その点では本市の対応は弱いと思われる。今後の対応策としてどう考えているのか。

答 12 本市では滞納整理事務処理要綱に基づいて対応してきた。平成 28 年度中に同要綱を見直し、平成 29 年 4 月 1 日施行の新たな事務処理要綱をつくり、期日を定めて、どう対応するかを明確に定めるなど、対応を強化している。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第96号 公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について

**議案の概要**

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間における宝塚市営住宅の指定管理者として、株式会社東急コミュニティーを指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 指定管理者は福祉や法律の分野に熟達、習熟している必要があると思うが、指定管理者を選定する上で市はそれをどう担保しているのか。

答1 選定時においては、新たな取り組みを含め、さまざまな提案を受けた。今回、株式会社東急コミュニティー（以下「候補者」と記載する）からは基本方針として法令遵守及び個人情報管理、サービス品質の向上、高齢者・障がい者等への対応、関係機関との協力体制構築など、基本的に入居者が孤立しないことを視野に入れた提案をいただいている。

問2 指定管理料についてはいくらで提案があったのか。

答2 候補者からは指定管理料として年間、税抜金額で1億5,945万860円を提案いただいた。

問3 選定時のプレゼンテーションの際、入居者サービス向上への取り組みのうち、業務水準書では65歳以上のひとり暮らし高齢者について毎月1回以上、個別訪問を行うとのことだったが、高齢者のみの世帯など、高齢者見守りサービスとして頻度や対象者を拡大するとの提案があった。他施設の管理業務でも実施実績があるのか。

答3 他施設の管理業務は不明だが、提案していただいているので、実施できるものと考えている。

問4 24時間対応の電話相談窓口「健康相談ダイヤル」の設置を新たに提案している。人件費もかかると思われるが、これまでの指定管理料とあまり変わらない金額で実施可能なのか。

答4 既に他自治体の公営住宅の指定管理でも同様に実施しており、重なる部分があるため、対応可能と確認している。

問5 入居者サービス向上に加え、災害図上訓練など、幅広く提案している。多くのス

<p>スタッフが必要と思うが、大丈夫なのか。</p> <p>答5 審議会でも質疑が出されたが、候補者からは、公営住宅以外に民間マンションの管理でも高い実績がある。災害時の対応でのサポート実績も当然あると思われるので、そういう点がスケールメリットとして生かせるものと考えている。</p> <p>問6 選定時の審査項目に特別加算があるが、候補者は、この点の評価が少し低い。どう考えればよいのか。</p> <p>答6 候補者より評価の高かった事業者の1つの例として、高齢化社会を背景にした電球の交換を提案され、評価が高かったと聞いている。</p> <p>問7 指定管理者制度の導入後、市の人件費の経費縮減につながっているのか。</p> <p>答7 平成19年の同制度導入前と比較し、市営住宅業務に係る市職員6人分の人件費は減っているが、その人件費分は指定管理料として計上している。今回、候補者の指定管理料ではスタッフが9人で提案されているため、市職員4人とあわせ、13人分の人員配置となる。手厚いサービスが付加された上で、なおかつ市直営に比較し全体経費として抑えられているものと認識している。</p> <p>問8 指定管理者が変わるたびに入居者から不安の声が寄せられる。管理業務の引き継ぎでは市の役割が重要になるが、市としての構えはどうか。</p> <p>答8 公募条件の中で1カ月前に事務所を構えることを条件としている。この1カ月の間で引き継ぎを実施し、市として、引き継ぎをしっかり指導し、見届けていきたい。</p>
--

<p><b>自由討議</b></p> <p>委員A 収入が低い方やさまざまな事情を抱えている方などの生活実態をしっかりと把握してサポートしながら、家賃収納に対しても丁寧に対応してほしい。指定管理者が変わる場合、これまでの指定管理者が管理期間中に蓄積してきた情報をいかに引き継いでいくかが重要であり、個人情報保護の観点では制度的な矛盾があると思う。入居者からすれば、生活の実情を理解してもらいたいという思いがある一方で、プライバシーの面で民間事業者が個人情報を持っているのは不安感もある。本来は市が直接管理すべきと考える。</p>
--

<p><b>討 論</b></p> <p>(反対討論)</p> <p>討論1 市営住宅は低収入の世帯、高齢者、障がい者が入居されている割合が高い。日常的な地域生活でのサポートや家賃の支払いが困難な方をどう支援へつないでいくのか、市との連携が十分できるのか不安が残る。また、個人情報をどう保護していくのか取り扱いにも不安がある。本来、市営住宅の運営は第一義的には市</p>
---

が直営で担うべきと考えており、制度そのものに賛同しかねるため、反対する。

討論2 行政ではできないような長所が出てくるのなら、入居者のメリットにつながる  
ので、指定管理者制度そのものに反対ではない。しかし、高齢者の貧困問題やさ  
まざまな事情を抱える方がふえてきている中、守秘義務があるといっても、民間  
事業者へ個人情報が行くことに対しては不安が残る。また、指定管理者が変わる  
たびに支障が出ており、入居者との関係が継続されないことが危惧される。市営  
住宅の管理業務は市が直営で責任を持って実施すべき福祉的なサービスだと考  
えるため、反対する。

**審査結果** 可決（賛成多数 賛成4人、反対2人）

**議案番号及び議案名**

議案第97号 公の施設（宝塚市公益施設）の指定管理者の指定について

**議案の概要**

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間における宝塚市公益施設（さらら仁川及びピピアめふ）の指定管理者として、国際ライフパートナー株式会社を指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 両施設とも現在の受付時間は9時から17時までだが、国際ライフパートナー株式会社（以下「候補者」と記載する）の提案では9時から21時までに延長される。何が拡充されるのか。

答1 主に利用の申し込みの受付時間が延長される。

問2 稼働率を上げるための提案はあったのか。

答2 稼働率を上げるため、これまでも市として利用料金を下げることは検討してきたが、全体の収支が下がるため、施設を管理する事業者に承諾いただけなかった。両施設とも稼働率が低い、一方で災害時には避難施設として活用される重要な施設。今回、候補者からは、利用料金の値下げのほか、さまざまな講座やイベントを実施し、様子を見ていきたいとの提案をいただいている。

問3 さらに仁川に関しては、施設の存在自体を知らない人もいる。講座やイベントを通じて周知を図るだけでは、サービス向上の提案としては寂しい。これらと思う提案はなかったのか。

答3 現在、施設のロビーが閑散としている。今回、候補者から「(仮称)ほっとコーナー」など、誰もがくつろげるような、利用者を迎える雰囲気づくりについて提案があった。

問4 清掃などの再委託及び人件費の比率は。

答4 今回、候補者からは再委託はせずに候補者が直営で実施するとの提案があった。人件費の比率は数値として把握していないが、十分な人員を配置するとのことであった。

問5 各施設での寄席の事業は市民主導でつくられたものだが、今後はどうなるのか。

答5 寄席の事業については、指定管理者の募集要項に継続的に行うことを条件として提示しており、候補者からはその内容を含んだ提案をいただいている。

問6 両施設については、指定管理者の大胆な発想で改善してもらい、市は上手にバックアップしてほしい。市としても発想を変えていかないといけないと思うが。

答6 今回の募集に当たっては、サウンディング型市場調査を実施し、民間事業者の意見を反映した上で、公募している。市としては活性化に資する内容については支援し、発想は民間のノウハウを活用したいと考えている。

問7 さらに仁川のシルバールームに関しては、地元の住民に要請されて設置した経緯があり、指定管理者に任せても整理の難しい部分がある。公平に施設が利用できるよう、市が整理すべきと思うが。

答7 過去の経緯や既得権等を整理して、多くの方々に利用してもらえるよう取り組んでいきたい。

問8 候補者が提案した指定管理料の合計金額は。

答8 年間の指定管理料は5,300万円、普通財産である駐車場の貸付料は年間5,300万円で提案をいただいている。

問9 これまで両施設の管理はどうだったのか、また、管理料の市負担額は。

答9 両施設とも指定管理者制度による管理ではなく、無償貸付による管理運営であった。赤字になりやすく、収益を見込みにくい施設であったため、一部光熱水費、共益費等、年間約3千万円から4千万円を市が負担していた。

問10 今回、候補者が駐車場の1時間の割引サービスを提案している。施設の利用時間は2時間か3時間で借りることが多い。1時間の割引では集客しにくいと思うが、市としてどう考えているか。

答10 駐車割引サービスの提案については、応募者の中で唯一候補者から提案されたもの。今後、順調に利用がふえれば、さらなる割引を候補者に要求していくことを考えたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第98号 公の施設(宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎))の指定管理者の指定について

**議案の概要**

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間における宝塚市立文化施設(ベガ・ホール及びソリオホール)及び宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)の指定管理者として、公益財団法人宝塚市文化財団を指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 公募ではないため、競争原理が働いていない。現状をよりよくしていくという担保はあるのか。

答1 結果的に競争原理は働いていないが、指定管理者選定は公募する際と同様の手続で実施しており、一定は担保されていると考えている。

問2 公募を実施せず、引き続き公益財団法人宝塚市文化財団(以下「候補者」と記載する)を指定管理者に指定する場合、モチベーションをどう補っているのか。

答2 選定時のプレゼンテーションの中でモチベーションについて説明いただいている。毎年モニタリングで施設の管理運営及び事業の実施状況等の評価を行っており、毎年のローリングの中で5年間の評価を行っている。

問3 非公募なら、もっと高得点を目指すべきではなかったのか。

答3 今回の選定方針では60%以上を必要最低点として定めたが、候補者に対してできるだけ高得点を目指すよう、市からも指導した。結果として得点率は約76%だった。一定の評価はしている。

問4 選定時、「公の施設にふさわしい、公益性の高い芸術文化事業の実施について期待できるか」の評価項目の得点が一番低かった。肝と思われる項目の得点が低いのはどうか。

答4 選定委員からのコメントは特にない。実績を見てもう少しやってほしいという、期待を込めた採点になったのではないかと考えている。

問5 各施設の指定管理料の提案額は。また、これまでの指定管理料と比較してどうか。

答5 市立文化施設が年間1億8,574万9千円、市立宝塚文化創造館が年間2,427万5千円で提案いただいております、これまでの指定管理料とほぼ同額である。なお、平成

30年度の指定管理料は市立文化施設が1億9,003万6千円、市立宝塚文化創造館が2,391万5千円となっている。

問6 指定管理者の自主事業収入を含めた総収入は。

答6 昨年度の市立文化施設での自主事業収入は1,124万円余、市の指定事業を含めた施設の利用料収入は5,379万円余。合計で約6,500万円を収入として計上している。

問7 選定時の総合評価はAだが、現在の稼働率は50%にも満たない。何をもってAランクとなるのか。

答7 利用率と稼働率の考え方があり、施設の利用は1日のうち、午前、午後、夜間と3コマに分かれる。1日のうち1コマの利用だと稼働率は33%となるが、利用率は1日1コマでも利用があれば100%となる。宝塚市第5次総合計画では、平成32年度に3館での利用率74%を目標に掲げており、既に平成29年度で利用率は75.8%になっており、目標を達成している。

問8 これまで指定管理者として、館の管理については課題があるものの、事業展開においては、特に音楽ホールについてはかなりの実績がある。よそではないような展開をしてきていると思うが、館の管理業務を外したらどうなるのか。

答8 候補者はこれまで、全国的な音楽コンクールや音楽を中心として、さまざまな文化事業の実施を通じて都市のイメージを高めてきた。また、実施事業をまちづくりや人づくりにつなげて市民へ還元している。仮に館の管理業務を外すと、そうした3館の活動拠点が失われ、人材の散逸する懸念や既存の文化団体とのネットワークを生かしくくなるというデメリットが予想される。

問9 指定管理者選定委員会からの答申の中で、選定に関する意見の後段で「観光客やビジターのほか移住者を呼び込むため、市外への魅力発信にも取り組むことを望む」との記述があった。移住者の呼び込みとなれば、政策的な取り組みであり、指定管理者ではなく、行政がすべき事業ではないか。市はどう受けとめているのか。

答9 これからの文化行政を担うために市としてどう取り組んでいくかが問われていると思っている。指定管理者だけが問われているのではなく、文化事業を経済効果や市の魅力につなげていけるような事業を目指してやっつけていかないといけないということを、市に問題提起されていると認識している。

自由討議 なし

討 論

(賛成討論)

討論1 賛成する。前回は公募し、ヒヤリングには4者が来られたが、結果的に応募は

されなかった。あの施設規模で、あのレベルの事業はできないとの意見を聞いた。宝塚学検定を実施しているが、市の施策につながっていない。むしろ市と候補者の連携は弱いのではないか。行政として文化施策を連携して行い、蓄積されたノウハウをどう生かしていくか考えてほしい。

**審査結果** 可決（全員一致）

平成30年第3回(9月)定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b> 議案第99号 市道路線の認定について 議案第100号 市道路線の認定について
<b>議案の概要</b> (議案第99号、議案第100号) 都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、新規認定をしようとするもの。
<b>論 点</b> なし <b>&lt;質疑の概要&gt;</b> なし
<b>自由討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審査結果</b> 議案第99号 可決(全員一致) 議案第100号 可決(全員一致)